

平成 28 年度第 3 回（第 20 期第 5 回）文化財保護審議会 会議録

1. 日 時 平成 28 年 10 月 28 日（金）午後 6 時 00 分～午後 8 時 40 分

2. 出席者

豊泉会長、白川副会長、和田委員、稲葉委員、坂本委員、小坂委員、  
峰岸委員

3. あいさつ

会長あいさつ

4. 報告

（1）事業報告及び事業予定について（平成 28 年度）

・事務局より、平成 28 年 8 月から平成 28 年 10 月までの歴史民俗資料館及び古民家園の実施事業報告を、資料にそって説明する。

（2）埋蔵文化財の調査、市指定史跡「柴崎分水」の現状変更許可申請について

・事務局より、平成 28 年 8 月から平成 28 年 10 月までの埋蔵文化財調査の事業報告について、資料にそって説明する。

・事務局より、柴崎分水の現状変更許可申請について、保存管理基準に則り申請を許可した経緯を資料にそって報告する。

（委員）保存管理基準を設けてから 10 年以上が経過し、水路の現状と保存管理区分の状況が異なる景観も見られている。まずは、再調査等が必要な時期と考える。

（事務局）改めて、委員の方々と再踏査し、現状確認する機会を設けたい。

（3）市指定史跡「大和田遺跡」の現状変更許可申請について

・事務局より、現状変更申請について、許可した経緯を資料にそって報告する。

許可については、平成 20 年度第 5 回文化財保護審議会での市指定文化財見直しの審議で確認した運用案により判断した。

なお、文化財保護法第 93 条に基づく埋蔵文化財発掘届による埋蔵文化財調査を行い、大和田遺跡の重要な遺構などの発見があった場合は申請者と協議することで調整を図っている。

また、大和田遺跡の文化財説明看板は引き続き、同場所に置いていただけるように協議を行っている。

(委員) 大和田遺跡は、昭和 29 年に立川市内で初めて遺跡発掘調査された記念すべき遺跡ということで翌年市指定史跡に指定された。その当時から史跡範囲や遺跡の中心部が特定されずに、今に至っているため、指定史跡ではあるが土地の所有者に現状変更にかかわる開発規制等は行っていない。文化財保護法の埋蔵文化財保護の取扱いに則った対応で運用している。

#### (4) 市指定有形文化財「小林家住宅」茅葺屋根修理について

事務局より、資料にそって小林家住宅の改修工事予定について報告する。小林家住宅の腐朽破損状況を再調査し、平成 5 年の開園以来一度も改修を施していない西面・南面の茅葺屋根の葺替え工事を行うこととし、12 月補正予算対応で改修工事を行う財政的な協議を行っている。大がかりな改修工事計画で、葺替えをしない屋根にも消毒剤の散布や、劣化が進む北側土台等の木部の補修等も予定する。

(会長) 補正予算ということは、工期は短く、急いだ改修工事になるのか確認したい。

(事務局) 補正予算が認められれば、契約手続きを経て、着工は2月、工期は半年間を予定している。計画では、休園せずに工事を行う予定である。なお、茅葺屋根の葺替え職人が集まりにくい情勢のため、契約が決まるまで時間がかかる場合もあり、着手の遅れから完了の遅れも考えられる。

## 5. 議題

### (1) 市指定文化財の指定について

・事務局より、平成28年に歴史民俗資料館に追加寄託された「立川氏文書」個人所有分の「立川系図」の文化財指定について、教育委員会から文化財保護審議会に提出された「立川市指定有形文化財の指定」の諮問について、資料にそって説明する。なお、平成28年3月に指定された「立川氏文書」に追加指定の妥当性についても審議を諮る。

(会長) 既往の調査で、指定文化財相当の重要な歴史資料であることは確認されている。調査票等の文化財説明資料を検討し、次回の審議会で答申内容を整え、教育委員会へ答申をしたい。

### (2) 市指定有形文化財「阿豆佐味天神社本殿附棟札」現状変更許可申請について

・事務局より、前回の審議内容を踏まえ、市文化財保護委員会建築文化財の専門委員、神社側との協議調整により、現状変更申請許可及び条件案について資料にそって説明をする。

(委員) 指定文化財の本殿改修工事に対して補助金制度はあるのか。

(事務局) 市条例等に基づき、補助金制度は用意されているが、神社側

と具体的な打ち合わせは行っていない。

(事務局) 許可条件の文案は、専門委員と打合せのうえ作成した。事前に本殿建物の文化財調査を行っていただくことへの理解が難しい状況のため、文化財である本殿建物の状態や現状を写真等の記録を留める内容とした。

(委員) 許可の条件とは別に、文化財建造物の価値が損なわないように施工の注意点を説明する方法を考えてほしい。特に彩色塗装については新しく塗り変えると文化財の歴史的な価値を低めてしまう例もある。また、金具類や木部についても材質調査や、いつから施されたのかを調べることも重要である。指定文化財を保護する観点から、文化財調査の重要性を伝える努力をしてほしい。

(委員) 事前に行う文化財調査は補助事業対象になるのか。

(事務局) 市の補助制度ではその点は明示されていないが、東京都の指定文化財での要綱では、事前調査費は文化財保存の補助対象とはしていない。よって市の制度でも認めることは難しいと考える。

(会長) 各委員の意見等を整理し、条件を付して許可することで確認したい。なお、条件については、後日各委員の意見を事務局が取りまとめ、会長が確認することで進めていきたい。

(会長) 神社には社宝のほか、地域の文化財を数多く所有し、保存保管をしている。今後も文化財保護行政との協力関係が築いていけるように協議されることを要望したい。

## 6. その他及び情報交換

省略

・次回開催 平成29年1月27日(金) 午後6時